

別表1 補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
① 地域密着型サービス等の整備			<p>市町村等の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	61,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	

介護施設等の合築等		
第3条第1項各号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に1.05を乗じた額	整備床数又は施設数
② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	61,000 千円	施設数
介護医療院	61,000 千円	施設数
養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村等への間接補助

注1 「認知症対応型デイサービスセンター」、「介護予防拠点」、「地域包括支援センター」、「生活支援ハウス」及び「緊急ショートステイの整備」は、在宅・施設サービスの整備の加速化分は対象外

注2 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。